

高齢者等見守り細則（案）

第1条（趣旨）

この細則は、Aマンション管理規約（以下「規約」という。）第39条第1項第（8）号（風紀・秩序および安全の維持に関する業務）及び第（13）号（組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務）の遂行のため、規約第75条（細則）の規定に基づき、高齢者等の見守りに関する取扱いに必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

現に居住する高齢者に、あいさつ、声掛け等を通じて、これら高齢者の安否確認と孤独感の解消に努め、もって高齢者が認知症による弊害を未然に防ぐこと及びマンションにて安心・安全に暮らせるよう環境を整えることを目的とする。

第3条（対象者）

対象者はマンション内に居住するおおむね70歳以上の者とする。

第4条（見守り者）

町内会及び居住者並びに管理組合より委託する者（以下、見守り隊と称する）とする。

第5条（訪問の方法）

見守り隊は、月2回の訪問で声掛けしてお話の中で、対象者の安否等を確認するものとし、その時の記録を書面にて残すものとする。

第6条（通報）

見守り隊は対象者の急病等緊急事態を発見したときは、直ちに消防署・警察等関係機関及び理事長（町会長）・民生委員へ通報することができるものとする。

第7条（報告）

見守り隊は、訪問報告書を毎月理事長（町会長）に提出するものとする。

2 対象者が次の各号に該当するに至ったときは、理事長（町会長）及び民生委員へ連絡するとともに訪問を中止し、又は停止するものとする。

- （1）1週間以上家をあけているとき。
- （2）長期入院の必要が生じたとき。
- （3）親族等と同居するに至ったとき。
- （4）転居、転出又は死亡したとき。

(5) 訪問を辞退したとき。

第8条（申出書）

対象者本人から見守りの希望があった場合、又はマンション内に必要と認める対象者がいる場合は、申出書（様式第1号）を提出するものとする。

第9条（対象者の決定）

理事長（町会長）は、前条の申出書を受理したときは、見守りの要否を決定しなければならない。

第10条（業務の委託）

この見守り業務は、業務の全部又は一部を町内会、警備会社など第三者に委託し、又は請負わせて執行することができる。

第11条（見守り帳簿）

理事長（町会長）は、見守り対象者名簿その他必要な帳簿等を保管しなければならない。

第12条（外部関係部門との連携）

見守り報告書は、本人の同意又は次条の例外事項に該当する場合に限り、地域包括支援センター、民生委員、警察署、消防署に報告書を開示することができる。

第13条（守秘義務）

業務上知り得た個人情報を提供することに対して、個人情報保護法第23条第三者提供制限の例外事項である「人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合とする。

第14条（細則外事項）

この細則に定めない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

第15条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止については、総会の決議を経なければならない。ただし、細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、これを行うことができない。

附則（施行）

第1条 この細則は、令和2年〇月1日から効力を発する。